平成２１年（フ）第８９８号
福岡県中間市中央１丁目40番８号
債務者　藤原　　歩
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４８号
山口県防府市迫戸町21番58号
債務者　伊藤　清志
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８号
山形県酒田市若宮町２丁目14番11号
債務者　谷口　秀樹
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第４０号
北海道根室市昭和町２丁目113番地
債務者　池田　俊也
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１４９８号
横浜市泉区岡津町2065番地１　プライムコート緑園都市Ａ－１
債務者　河合　俊明
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９９号
横浜市泉区岡津町2065番地１　プライムコート緑園都市Ａ－１
債務者　河合ルミ子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９７０号
神奈川県高座郡寒川町岡田３丁目22番37号
マルニハイツＮｏ．２　102号室
債務者　村上　直哉
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０６９号
横浜市磯子区杉田９丁目１番６―301号
債務者　須崎　健太
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１２０号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番11―503号
債務者　土屋美知代
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１２１号
横浜市港北区仲手原２丁目１番11号
債務者　野本　雅裕
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１２２号
横浜市南区高砂町１丁目10番地４　ダイアパレス吉野町第２　317号
債務者　首藤　昌弘
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１２７号
横浜市金沢区六浦南２―44―16　花形荘202、住民票上の住所横浜市金沢区六浦南４丁目17番５―201号
債務者　安岡有生嗣
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１３１号
横浜市南区共進町２丁目39番地
債務者　鈴木美津江（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１３３号
横浜市保土ケ谷区狩場町422番地10　コスモ保土ケ谷パークフォルム405号
債務者　葩島　仁美
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６号
静岡県菊川市加茂986番地　齋藤務様方、住民票上の住所静岡県菊川市加茂986番地
債務者　齋藤　容明
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第１４３３０号
神奈川県横浜市磯子区中原４丁目２－５－202
債務者　吉井　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部